## 後期高齢者医療広域連合の収支状況 =速報ベース=

	—————————————————————————————————————	平成21年度	平成22年度	対前年度	対前年度
	1 <sup>-1</sup> H	(実績)	(見込)	増減額	増減比
		億円	億円	億円	%
	保 険 料	8, 565	8, 907	342	4.0
	保険基盤安定(保険料軽減分)	1, 915	2, 009	94	4. 9
	国 庫 支 出 金	36, 362	37, 255	893	2.5
	新 道 府 県 支 出 金	9, 004	9, 815	811	9.0
		8, 773	9, 263	490	5.6
	度 事 務 費 負 担 金	396	395	<b>▲</b> 1	-0.2
	収 後期高齢者交付金 た即享額医療費井 日東業 なける	47, 518	49, 767	2, 249	4. 7
	村 別 向 領 区 煤 負 共 问 事 耒 父 刊 金	16	18	2	15.6
	繰入金 (後期高齢者医療制度臨時特例基金)	715	747	32	4. 5
	借 入 金	0	0	0	0.0
	そ の 他	93	120	27	28.8
	小	113, 355	118, 295	4, 941	4.4
	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	929	747	<b>▲</b> 182	-19.6
	繰入金(その他基金)	347	350	3	1.0
	(前年度からの)繰越金	2, 575	3, 028	453	17.6
	収 入 合 計 (収入総額)	117, 207	122, 421	5, 214	4.4
	議 会 費 ・ 総 務 費 等	412	396	<b>▲</b> 16	-4.0
	保 険 給 付 費	110, 403	117, 340	6, 937	6.3
	単 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	89	142	53	60.0
	特別高額医療費共同事業拠出金・事務費拠出金	16	19	3	21.3
支	年度支 特別高額医療費共同事業拠出金・事務費拠出金   大田 金 サ 特別高額医療費共同事業拠出金・事務費拠出金   保 健 事 業 費	158	184	26	16.8
	出るの他	1, 559	1,778	219	14. 0
出	小計	112, 636	119, 858	7, 223	6.4
	基 金 積 立 金	1,510	1, 269	<b>▲</b> 241	-15. 9
	前年度繰上充用(欠損補填)金	0	0	0	0.0
	公 債 費	0	0	0	0.0
	支 出 合 計 ( 支 出 総 額 )	114, 146	121, 127	6, 982	6. 1
ηΔ	収 支 差 引 合 計 額   (収入総額 - 支出総額)	3, 061	1, 293	<b>▲</b> 1,768	_
収支差引	<ul><li>単 年 度 収 支 差 引 額</li><li>(単年度収入 - 単年度支出) A</li></ul>	719	<b>▲</b> 1,563	<b>▲</b> 2, 282	_
引	前 年 度 国 庫 支 出 金 精 算 額 等 B	1, 599	1,809	210	_
額	当 年 度 国 庫 支 出 金 精 算 額 等 C	<b>1</b> ,809	<b>▲</b> 340	1, 469	_
	精 算 後 単 年 度 収 支 差 引 額 A+B+C	509	<b>▲</b> 95	▲ 604	_
甘口	高齢者医療制度円滑運営臨時特例基金	1,054	1, 057	3	0.3
本金	その他基金	716	950	234	32. 7

- (注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。 (注2) 数値は、後期高齢者医療広域連合の一般会計と特別会計の合計額(会計間の繰入・繰出の重複控除後)である。
- (注3)「基金積立金」とは、高齢者医療制度円滑運営臨時特例基金及びその他の基金への積立金の合計額である。
- (注4)「前年度国庫支出金精算額等」とは、当該年度に行われた前年度の国庫負担等の精算額である。
- (注5)「当年度国庫支出金精算額等」とは、翌年度に行われる当該年度の国庫負担等の精算額である。
- (出所)後期高齢者医療事業年報

## 実質的な収支差 (精算後単年度収支差)

	年度	広域連合 実質的な	黒字広域連合			赤字広域連合			
干度		総数	収支差引額	広域連合数	割合	黒字額	広域連合数	割合	赤字額
平成		広域連合数	億円	広域連合数	%	億円	広域連合数	%	億円
4	20.21	47	1,918	47	100.0	1,918	0	_	_
	20	47	1, 409	47	100.0	1, 409	0	_	_
	21	47	509	44	93. 6	540	3	6. 4	<b>▲</b> 30
22		47	<b>▲</b> 95	15	31. 9	49	32	68. 1	<b>▲</b> 144

- (注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。
- (注2) 割合は、広域連合総数に対する割合である。
- (注3) 平成22年度は速報値である。
- (出所) 厚生労働省保険局高齢者医療課調べ